

第5 生活介護

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ 生活介護サービス費(I)

- (1) 利用定員が40人以下 1,262単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 1,232単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 1,177単位
- (4) 利用定員が81人以上 1,162単位

ロ 生活介護サービス費(II)

- (1) 利用定員が40人以下 1,119単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 1,088単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 1,043単位
- (4) 利用定員が81人以上 1,029単位

ハ 生活介護サービス費(III)

- (1) 利用定員が40人以下 955単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 924単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 891単位
- (4) 利用定員が81人以上 877単位

ニ 生活介護サービス費(IV)

- (1) 利用定員が40人以下 846単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 817単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 789単位
- (4) 利用定員が81人以上 776単位

ホ 生活介護サービス費(V)

- (1) 利用定員が40人以下 770単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 736単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 718単位
- (4) 利用定員が81人以上 704単位

ヘ 生活介護サービス費(VI)

- (1) 利用定員が40人以下 696単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 667単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 645単位
- (4) 利用定員が81人以上 633単位

ト 生活介護サービス費(VII)

- (1) 利用定員が40人以下 650単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 618単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 601単位
- (4) 利用定員が81人以上 588単位

チ 生活介護サービス費(VIII)

- (1) 利用定員が40人以下 606単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 578単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 564単位
- (4) 利用定員が81人以上 551単位

リ 生活介護サービス費(IX)

- (1) 利用定員が40人以下 577単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 546単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 533単位
- (4) 利用定員が81人以上 522単位

ヌ 生活介護サービス費(X)

- (1) 利用定員が40人以下 547単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 515単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 510単位
- (4) 利用定員が81人以上 496単位

ル 生活介護サービス費(XI)

- (1) 利用定員が40人以下 502単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 473単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 460単位
- (4) 利用定員が81人以上 446単位

ヲ 基準該当生活介護サービス費

696単位

注1 イからヌまで及びヲについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護(以下「指定生活介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受ける者(2)及び注2において「施設入所者」という。)のうち、区分4(50歳以上の者にあつては、区分3)以上に該当するもの
- (2) 施設入所者以外の者のうち、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以上に該当するもの

2 ルについては、別に厚生労働大臣が定める者であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に対して、指定生活介護等を行った場合に、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、所定単位数を算定する。

- (1) 施設入所者のうち、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの
- (2) 施設入所者以外の者のうち、区分2以下(50歳以上の者にあつては、区分1)に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位(指定生活介護等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員(多機能型事業所(指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。以下同じ。)である指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。注4から注13まで及び第11から第15までにおいて同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。